

平成 21 年 1 月 27 日

各 位

不動産投信発行者名
日本コマーシャル投資法人
代表者名
執行役員 牧野 知弘
(コード番号：3229)

資産運用会社名
パシフィックコマーシャル株式会社
代表者名
代表取締役社長 齋藤 徹也
問合せ先
管理部ゼネラルマネージャー 榎本 龍馬
TEL. 03-5251-3810

資産運用会社における代表取締役の兼職等に関するお知らせ

日本コマーシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である、パシフィックコマーシャル株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の代表取締役の兼職について、以下の通り決定されましたのでお知らせします。

資産運用会社の代表取締役社長である 齋藤 徹也 は、本日、パシフィックホールディングス株式会社（以下「スポンサー会社」といいます。）の新任取締役（非常勤）候補者に指名されました。資産運用会社の代表取締役がスポンサー会社の非常勤取締役に就任することは、スポンサー会社の推進している事業計画等への参画をもって、スポンサー会社グループがコアビジネスと位置付けている不動産投資ファンドの一翼を担い、グループ一体となった事業再構築の実現により、スポンサー会社の信用回復が図られることを通じて、間接的に本投資法人を巡る資金調達環境に少なからず寄与するものと考えております。また、資産運用会社の立場（「本投資法人の投資主利益を第一義として考える」立場を指します。）からスポンサー会社の施策への牽制機能を果たせるものと考えています。

加えて、資産運用会社の取締役は、代表取締役 齋藤 徹也 のほか、資産運用会社に転籍した社員またはパシフィックホールディングスグループに所属しない者から新たに 1 名を選任し、資産運用会社とスポンサー会社との利益相反取引の管理体制をいっそう強化する方針です。

詳細につきましては、下記をご参照下さい。

記

1. 兼職する取締役について

資産運用会社の代表取締役社長である 齋藤 徹也 は、本日、スポンサー会社の取締役会において、スポンサー会社の新任取締役（非常勤）候補者に指名され、資産運用会社の取締役と兼職する予定となりました。

- ① 兼職を予定する役職 パシフィックホールディングス株式会社取締役（非常勤）
- ② 兼職を予定する日 平成 21 年 2 月 26 日
- ③ 今後の予定 パシフィックホールディングス株式会社の定時株主総会における選任承認の決議が得られた後に、就任し、資産運用会社の代表取締役と兼職する予定です。

なお、代表取締役 齋藤 徹也 は、引き続き資産運用会社の常勤取締役として資産運用会社の常務に従事します。

また、スポンサー会社の取締役は非常勤であり、スポンサー会社の常務には従事しません。

2. スポンサー会社との利益相反取引に対する取組みについて

一般に、投資法人及び資産運用会社とスポンサー会社の間には、利益の相反する事案が生じることが多いことから、資産運用会社においても利害関係者取引規程を定め、かかる規程に基づいて厳格な利益相反取引に対する管理体制を構築しています。

【ご参考：資産運用会社における利益相反取引に対する管理体制】

本投資法人の資産の運用業務においては、コンプライアンス委員会及び投資委員会での審議、取締役会での審議・決裁、社長決裁、及び本投資法人の役員会での審議・決裁ですべて意思決定がなされており、パシフィックホールディングスグループの介在する余地がないことに留意しています。

また、利害関係者と取引を行う場合は、外部委員を含めた委員全員の出席によってコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス委員会、関係法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無について審議し、問題がないとの意見での全会一致による可決に限り、投資委員会並びに取締役会に当該議案の決議を仰ぐことができることとなっています。

今回の代表取締役の兼職後も、資産運用会社における上記の利益相反取引に対する管理体制について変更はなく、引き続き利害関係者取引規程に基づく厳格な利益相反取引に対する管理体制を維持していきます。

なお、資産運用会社の代表取締役は、スポンサー会社との間で利益相反取引が生じるおそれがある場合には、法令の規定に基づいてスポンサー会社取締役会の意思決定には参加しません。

3. 資産運用会社の経営体制に関する方針について

資産運用会社は、本投資法人の資産の運用に係る業務をより適正に執行するために、取締役会における意思決定において資産運用会社の親法人等が介在することのないよう、代表取

締役社長 齋藤 徹也 以外の取締役候補者を、資産運用会社に転籍した社員またはスポンサー会社グループに所属しない者から新たに選任し、資産運用会社の取締役の構成を 3 名とする方針です。なお、既に投資企画部、資産運用第 1 部及び資産運用第 2 部担当取締役の下堂前 史彦は、当社に転籍している役員です。

また、同じ理由により、スポンサー会社の取締役を兼職しております、非常勤取締役の織井 渉 及び 小林 雅之 は、上記新任取締役を選任する資産運用会社の株主総会の開催日を以って退任する方針です。

なお、以上の方針は、スポンサー会社の定時株主総会における承認の決議を得られた後、代表取締役社長 齋藤 徹也が同社の取締役(非常勤)に就任することを停止条件とします。

4. その他

上記の代表取締役の兼職については、スポンサー会社の取締役に就任した後、金融商品取引法の規定に従い、金融庁長官に届出を行います。また、宅地建物取引業法の規定に従い、取引一任代理等の認可に係る変更として国土交通大臣に届出を行います。

以上

- * 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページ：<http://www.nci-reit.co.jp>